

令和5年度 第2回 銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

1 日 時 令和5年12月22日（金） 午後3時00分～午後4時40分

2 場 所 銚子市役所3階 庁議室

3 出席者

(1) 委員

鷺山 隆志委員、野口 光男委員、坂尾 清志委員、柏熊 聖子委員、
佐久間 啓子委員、兒玉 晃昌委員、間山 春樹委員、高橋 宏資委員、
佐野 久子委員、植村 貴委員

(欠席委員) 宮内 智之委員、明石 和也委員、加瀬 喜代子委員

(2) 事務局

越川市長、飯島市民課長、加瀬保険年金室長、白土主査、高木副主査、
鈴木保健師

4 傍聴者 1名

5 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

議題1 銚子市国民健康保険条例の改正について（諮問）

議題2 第3期銚子市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）
について

議題3 その他

(3) 閉会

6 会議概要

事務局 (高木副主査)	本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。 開会前に委員の皆様には携帯電話の電源をお切りにあるかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。 続けて本日の会議資料の確認をさせていただきます。 あらかじめ配布いたしました会議次第、資料1、資料2、資料3、その後、追加で配布させていただきました、追加資料1-1、1-2、1-3-1、1-3-2、1-4でございます。お持ちでない方いらっしゃいますか。それではここで表彰の報告をさせていただきます。 柏熊委員におかれましては、運営協議会委員としての長年の功績が評価され、千葉県国民健康保険団体連合会の理事長から表彰されました。 このたび感謝状と記念品が届きましたので、本日の会議に先立ちま
----------------	--

	して伝達式を行いたいと思います。
	【伝達式】
事務局 (高木副主査)	<p>それではただいまから令和 5 年度第 2 回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。</p> <p>なお、加瀬委員、宮内委員、明石委員から所要のため欠席とのご連絡をいただいております、本日の出席委員は 10 名です。銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 6 条第 1 項の規定により本日の会議は成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>また、本日の会議はこれまでと同様に会議録を作成し、市のホームページで公表しますので、ご了承願います。</p> <p>続きまして本日の協議会で銚子市国民健康保険条例の改正について諮問をさせていただきます。これは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 4 条第 1 項の規定により協議会は国民健康保険事業の運営に関する事項について市長の諮問に応じ、審議し、必要あるときは市長に建議することとなっていることから諮問させていただきます。</p> <p>それでは銚子市長から諮問書を提出いたします。</p>
	【諮問書の提出】
事務局 (高木副主査)	次に越川市長からご挨拶を申し上げます。
越川市長	<p>皆さんこんにちは。大変お忙しい中、本日は銚子市国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいま、柏熊聖子委員に千葉県国民健康保険団体連合会の理事長感謝状と記念品を伝達させていただきました。</p> <p>長年にわたる国保運営協議会並びに海匝支部におきましても、代表委員としてご尽力をいただいております。</p> <p>本当にありがとうございます。</p> <p>また、只今、鷲山会長の方に銚子市国民健康保険条例の改正について諮問をさせていただきました。</p> <p>銚子市の国民健康保険事業の方針として、県の納付金額に合わせて 2 年に 1 度のペースでこまめにコンスタントに見直しを行っていくという方針を立てております。</p> <p>先日、仮算定の数値ではありますけれども、県から納付金額などが示されました。</p> <p>それをもとにいたしまして、銚子市として国民健康保険料の見直しの原案を作成し、本日の協議会に諮問をさせていただきます。</p> <p>今後は 2 月上旬に開催予定の第 3 回のこの協議会で答申をいただき、3 月議会に保険料率の見直しを内容とする条例改正案を上程したいと考えております。</p> <p>銚子市国民健康保険データヘルス計画の素案も策定をさせていただきました。</p> <p>こちらのヘルス計画につきましては、12 月 26 日、今月 26 日から 1</p>

	<p>月 16 日まで、市民などからパブリックコメントをいただき、3 月中に策定を完了させる予定でございます。</p> <p>本日の各議事につきまして、委員の皆様から活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (高木副主査)	<p>ありがとうございました。委員の皆様には、先ほど会長にお渡しした諮問書の写しを配布いたします。</p> <p>(諮問書の写しの配布)</p> <p>それでは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 3 条第 5 項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、鷺山会長からご挨拶と開会宣言をお願いいたします。</p>
鷺山会長	<p>委員の皆様には年末の大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>昨年、策定いたしました銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針の基本方針で、2 年ごとに保険料率を見直すということが定められておりますことから、ただいま、国民健康保険料率の改定の内容とした、銚子市国民健康保険条例の改定について諮問を受けたところでございます。</p> <p>委員の皆様には、保険料率改定の重要案件でございますので、慎重かつ適正な審議をお願いいたします。本日事務局からの議題は、先ほど諮問されました、銚子市国民健康保険条例の改正について、それから、第 3 期銚子市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）について、さらにその他の 3 件でございます。</p> <p>それではただいまから、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。</p> <p>着座にて議事の進行をさせていただきます。</p> <p>議事に入る前に会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、植村委員と高橋委員をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>また、当協議会の傍聴を希望する方がおりますので、他の協議会の例にならない、傍聴を許可してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
鷺山会長	<p>それでは、傍聴人を入室させてください。</p> <p>(傍聴人入室)</p> <p>傍聴人に申し上げます。会議の妨害となるような、発言、行為等を行った場合には、退場を命ずることもありますので、あらかじめ申し上げておきます。また、写真、録音等については、ご遠慮願います。なお、携帯電話は、あらかじめ電源を切るなど、会議の妨害とならないよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、只今から議事に入らせていただきます。</p> <p>議題 1 銚子市国民健康保険条例の改正について事務局の説明を求めます。</p>

加瀬室長	<p>それではまず説明の前に、会議開催直前に保険料率改定案の変更をしたことにより、委員の皆様にご面倒をお掛けしましたことを、この場にてお詫びいたします。</p> <p>それでは議題 1 銚子市国民健康保険条例の改正について説明いたします。</p> <p>先ほど会長からもございましたが、令和 4 年 10 月に策定しました銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針におきまして、保険料率の見直し時期を 2 年ごとと定めており、令和 6 年度がその見直す年度となります。</p> <p>はじめに、後日お配りしました追加資料 1-1 をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>こちらは先ほど市長の方から諮問させていただきました、保険料率の改定につきましては、資料に記載のとおりで、当初から変更した料率となります。</p> <p>続きまして、追加資料 1-2 をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>こちらは令和 6 年度保険料率見直しに係る試算表です。</p> <p>一番上、保険料必要額が千葉県が示す県の保険料率の算定に必要な保険料総額で、その一番右側の欄が収入見込み額になります。</p> <p>すぐ下の①現行保険料率で試算した場合は、収入見込み額が必要とする保険料の見込み額を満たさないことから、令和 6 年度は保険料率の見直しが必要となることとなります。</p> <p>当初お配りした資料では、保険料率改定案は、県が示す②銚子市の保険料率（3 方式）を基準として提案いたしました。</p> <p>これは、現在、県が策定中の第 2 期千葉県国民健康保険運営方針の中で、将来的には被保険者の所得と世帯構成が同じであれば、県内どの市町村に住んでも同じ保険料率になるよう、保険料水準の統一を目指していることから、県が示す標準保険料率に近づけ、統一された際には、できるだけ被保険者の負担が少なくなるよう、いち早く改定しようとしたものです。</p> <p>追加資料 1-3-1 をご覧いただきたいと思ひます。しかしながら、その試算表などを精査した結果、当初の改定案では低所得世帯の保険料が、10%から 20%増加することが見込まれました。</p> <p>収入と所得では若干異なりますけれども、国民健康保険加入世帯は所得 100 万円以下が約 55%、100 万円から 200 万円以下の世帯が約 20%と 4 分の 3 を占めており、こちらの影響が大きいことから料率改定案を変更することといたしました。</p> <p>追加資料 1-3-2 をご覧いただきたいと思ひます。変更した改定案は当初案と比較いたしまして、所得割の料率を引き上げ、均等割の引き上げ幅を抑え、平等割の引き下げ幅を拡大して保険料増減率をできるだけ平準化いたしまして、低所得者世帯への影響を抑え、全体でも増加率を 10%以下に抑えたものです。</p> <p>追加資料 1-2 にお戻りいただきたいと思ひます。1 番下⑥、こちらが</p>
------	--

	<p>変更後の改定案での試算になります。1 番右側の収入見込額は 1 番上の必要額をわずかではございますが、上回りました事業運営に必要な保険料額を確保できることから改定案として採用いたしました。</p> <p>次に、先にお配りしました資料 1-1 をご覧いただきたいと思います。銚子市の現行の保険料率と、千葉県が算定し、示された本市の標準保険料率の比較表になります。こちらの資料の 1 番下の※印をご覧いただきたいと思います。国民健康保険料の現状ですけれども、令和 4 年度の料率改定によりまして財政調整基金の方を積み立てすることができました。しかしながら、今年度、ほぼ全額を取り崩した形で収支を黒字にするという見込みとなっております。今回の料率改定におきましても、財政調整基金の積み立ての方は見込んでいるところですが、諮問いたしました改定率ですと、令和 4 年度の料率改定と比較した場合、積み立て見込み額は大きく減額になると思われます。これは、被保険者の減少による保険料調定額の減少、また県からの繰入金などを活用している保険料の激変緩和措置のほうで、令和 5 年度で終了することが主な理由となりまして、積み立てられる基金の減少により令和 7 年度の国保運営のほうで厳しい状況になるのではと推測しております。</p> <p>最後に、今後のスケジュールでございますが、本日保険料率改定の内容についてのご意見をいただきまして、2 月上旬開催予定の第 3 回の協議会で答申をいただきます。</p> <p>答申につきましては会長、副会長を中心に委員の皆様のご意見をとりまとめていただく形となりますので、ご協力をお願いいたします。以上で議題 1 の説明を終わります。</p>
鷺山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、今の事務局からの説明を受け、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。どなたか、ご意見のある方は、発言をお願いいたします。</p>
柏熊委員	<p>あまり表とかの見方がよくわからないんですけど、令和 6 年度で改定される料率を緩やかにするために積み立ての 1 億 3 千万を使って、どちらにしても令和 6 年度、7 年度の 2 年間でまた見直しがあるということは令和 8 年度にはまた緩やかな料率アップになるというような理解でよろしいでしょうか。</p>
加瀬室長	<p>先ほど会長からも説明がありましたけれども、昨年度策定しました料率の見直し方針、そちらの基本方針として、一応 2 年に一度料率を見直すということで定めていますので、今年度、令和 6 年度の料率改定をしましたら、また 2 年後、今度は令和 8 年度の料率改定をするという方向で考えております。</p>
柏熊委員	<p>それはわかっているんですね。</p> <p>ただ、緩やかに料率を上げるためにいっぺんにバンと上げるのではなくて、そのために基金の 1 億 3 千万、黒字になった部分を今回使って、緩やかな料率の上げ方をして、どちらにしても今度 8 年の時</p>

	<p>にまた見直し、令和7年の後半にやらないといけないんですよ。その時にまた上げなくてはならないところを緩やかな数字にするために今回全部使うという理解でよろしいですかという質問をさせていただいております。</p>
加瀬室長	<p>今年度の国保の財政状況でいきますと、確かに令和4年度、1億3千万の基金の積み立てはできたんですけども、やはり今年度、被保険者の減少でありましたり、被保険者の所得の減少とかそういった要因がございまして、実際今年度の国民健康保険の財政状況の方がだいぶ厳しい状況にあります。そこで今言った基金の方を取り崩しまして、今年度はどうにか財政を実施していくんですけども、今度、6年度と7年度、この2年間、また、来年度の改定で基金の積み立てを考えて見込んではいらんですけども、前回、令和4年度の改定の時も前任の室長から話しがあって、2年でどうにかその基金を使い切るような改定にするということで、前回改定したかとは思っていますよ。ですから今年度もそういう形では考えてはいらんですけども。</p>
飯島課長	<p>緩やかにするために取り崩すということではなく、令和5年度の決算にやはり必要枠としてその部分が足りないということで、それを取り崩して5年度はそれで乗り切るんですけども、当然6年7年は料率を上げないと取り崩しちゃいますので、それで緩やかにするためではなく、5年度の決算に金額を当てるということで、まだ決算額が決定していませんので、はっきりは言えないんですけども、そういう予定をしております。</p>
野口委員	<p>追加資料の1-2なんですが、こちらの最後の6番の内容で、どうかというお話しだと思いますけども、1番上にある必要保険料額との差がほしい700万円くらいですかね。差が出るということで。ちょっと、収納率が93%で掲載してあると思うんで、結構高めかなって思ったりするんですけど大丈夫ですかね。これで。</p>
飯島課長	<p>今の現年の収納率は令和4年度が92.6%ですので、もし、これを維持できるのであればカバーはできるかなとは考えております。</p>
野口委員	<p>ちょっと高めかなと感じたものですから。</p>
飯島課長	<p>そうかもしれません。</p>
野口委員	<p>そうすると、700万しか差がないのでちょっと厳しいのかなと。</p>
飯島課長	<p>厳しい状況ではございます。</p>
野口委員	<p>追加資料の1-2の⑤とかですと、結構差がって、8,000万位差があったんですね。ただこの5番については先ほど説明の中で、低所得者に対してかなり負担が多いよ、という感じがしていたので、改定案の6番が出る前に質問しようかなと思っていたんですけども、いずれにしても6番目の改定案について、差がないのでその辺を注意しないといけない。収納率のギリギリだったので。この案に改定して、基金の方が結構あると言っても使い切ってしまうので。</p>
飯島課長	<p>令和5年度で使い切ってしまう予定ではありますので、厳しい状況</p>

	<p>なんですけれども、低所得者の方に配慮したことで、本来は一番最初にお示しした 5 番の改定であれば余裕はあると思ったんですけども。</p>
野口委員	<p>そうすると 1 億 3 千万を使い切っちゃうと、あと 2 年間やってみたら足らなかったよと、そうするとちょっと困ってしまうかなと。</p>
飯島課長	<p>そうですね。 ギリギリのところではあるんですけども。</p>
野口委員	<p>その辺は、赤字になってしまったら大変なので考えておいた方が。</p>
飯島課長	<p>諮問した率より少し上げる方向でも計算はしてありますので、例えば均等割を 1,000 円、2,000 円上げるということであれば、当然そこは市民には負担はありますけれども、その分確保はできるかなと思っておりますので、今、お出しした諮問がギリギリのところになってしまいましたので。</p>
野口委員	<p>その辺が見込みですからね。 当然、2 年後にまた改定はするでしょうけれども。予算的には潤沢ではないですもんね。</p>
飯島課長	<p>令和 7 年度の方がそれで賄えるかという、厳しいということ。</p>
越川市長	<p>本来であれば 18 億円くらいあって、ある程度 3000 万 4000 万円余裕があって仮にマイナスにぶれたとしても繰上充用にはならないという、予算上はそれが好ましいと思うんですけども、一方で、なるべく上げ幅を小さくして低所得者の方にも負担がかからないようにという、ちょっと攻め合いのような形ではあるんですけども、これはもう本当に最小限 17 億 7000 万は確保したいということの数字ですので、できれば本当は 18 億ぐらいですね。 財調もある程度積んでおいて、何かあったときにそれを使えると財調自体は今年度でもゼロになってしまうという、1 億 3000 万、ただちょっと決算を打ってみないとわからないので。多少、残る可能性もある。</p>
柏熊委員	<p>私、前回すごく思ったんですけども、収納率を上げるために一番近い年度を収納いただくじゃないですか。結局はその前のは時効になってしまうわけですよね。消滅しますよね。せっかく払っていただけのお金が消滅するって、それだったら、払えるんだったら、やっぱり時効になるようなものから、先にいただいて、収納率が下がっても、いただくものはしっかりいただいた方がいいんじゃないかなと、県でも話させていただいたんですけど、なぜ時効にしちゃうのかなと思って。例えばそういう方がいたとしても、一番最近の令和 4 年、3 年、2 年と溜まってたとするじゃないですか。令和 4 年のが払えて、令和 2 年のが払えないということはないので、令和 2 年のをいただいて、また今度やった方が収納率が上がらなくてもきちんともらっていった方がいいんじゃないかなと思って、1 回分を時効にしてしまうというのはすごくもったいないなと思っているんですよ。それをしながら、収納率を上げていった方が本来ならばいい仕方じゃない</p>

	かなと思うんですけれどもね。
飯島課長	当然、その滞納処分として差押えとかも積極的に実施していますので、昨年度から件数も大変増えておりますので、当然取れるところとか収入のある方からは滞納処分をして、当然 2 年前のものであれ、ちゃんと滞納繰越しして徴収はしておるんですけれども、生活困窮の方でありますと、なかなか差押えということも難しい方もいらっしゃいますので。
柏熊委員	そうするとさっき言われた 92%くらいというのは現行の収納できる方ということで、この数字が出ているということですね。
飯島課長	はい。そのとおりです。 やはり現年を残すと滞納繰越しになりますので、まず現年を集中的に収納の強化をしております、滞納繰越しも合わせてやっているんですけれども、やはり現年の方に力を入れております。 今、現年で 92.6%くらいです。滞納繰越しを入れると、83%か 84%くらいです。
越川市長	少しずつ現年の収納率は上がってきているんですけれども、それでもまだ県平均とか、全国平均に比べると低いので。
鷺山会長	ちょっとよろしいですか。 今までのご質問に関連するのですが、当初の試算の中では県の標準保険料率に沿った改定案だったんですね。それで 1 億 2400 万ほどの増収という形になりますね。これが変更後の今の説明の中で、低所得者に対する負担割合が、非常に大きくなるといったことから、見直した結果、必要保険料率と差が約 740～750 万円と。その程度の増収となる。今、他の委員さんからもお話があったとおり、この程度の額で、来年度、令和 6 年度の国保の事業運営がどうなるかというのは、私も非常に危惧しているところではありますが、先ほど室長さんからの説明のように、財調の取り崩しは全額取り崩す予定になるんですか。
飯島課長	まだ決算が確定していませんけれども、決算見込みというのを毎月出してございまして、その状況であると全額取り崩す予定にはなると思います。
鷺山会長	累積赤字がようやく解消された中で、財調が少しだけ増えた中で、積み立てが可能となった中で、またすぐ取り崩しというのはちょっと残念なことかもしれないんですが、かといって大幅な保険料のアップというのは、今、物価の高騰が激しい中で、公の負担というのもまた非常に大きなアップ率、増額になるというのも、これは避けたいなという気持ちもあるんですが、今後の財政運営についてどういった見通しを持っているのか、私がちょっとお聞きしたいのは、県の保険料率に合わせた改定では、1 億 2,000 万ほどの保険料の増収になるわけなんですけれども、先ほどご説明の中で、県が今後、各市町村の保険料率の統一化に向けて今準備中だという中で、仮にそれが早まった場合というかいつ、保険料率の統一が図れるかわかりませんが、

	その場合は、現行の保険料率から統一になった場合、それなりに相当のアップ率になるんじゃないか、というような危惧がされるんですけども、そのところはこういった考え方をしているのかお聞きしたいです。
飯島課長	県の方の標準保険料率は毎年改定になりますので、この先、どのように上がるか下がるかというのは予測はできないんですけども、令和11年度までに県の方では県内を統一するという方向で今動いております。ですので、あと5年ほどでそこに到達するように他市町村も準備はしていると思うんですが。
加瀬室長	今年度示されている県の標準保険料率は、追加資料の1-2の④、県標準保険料率2方式というものになりまして、今後目指そうとする県の保険料率になります。そうしますと、影響額としてはさらに上回って1億5000万ほどの上乘せ、余裕ができるという形になります。実際、先ほど会長の方の話で標準保険料率に遅かれ早かれ近づけるといふか、同じ率にしなければならないとは考えてはいますけれども、今年度、物価の上昇ですとかそういった現在の世情を考えますと、保険料率を大きく上げるというのはなかなか厳しいのかなということで、料率を抑えた形で提案をさせていただいております。
越川市長	かなり厳しめに見積もってトントンですので、⑥でもマイナスにぶれるということはまずないという形の推計ですので。できればこの推計でもある程度、決算としては溜められるかなという期待があるんですけども、厳しめに見積もって、それでも繰上充用が発生しないというギリギリの線なんですかね。
鷺山会長	この県の標準保険料率の算定というのは、これは銚子市の国保の加入率とかですね、医療費の状況とかいろんな資料といふか、項目を加味して定められると思うんですけども、もうちょっとあるんですかね。概略で結構ですので、どのように定められるのか。その辺のところの説明をお願いします。
飯島課長	一応基準となりますのが、医療費水準、その係数とか所得の係数、あと高額療養費の負担金の係数であるとか、あと医療給付費、被保険者数の推計、あとは保険料の収納率であるとか、保険料の収納率は過去3年間の平均収納率、あと過年度の収納見込み額が85%であるとか、そういうものを全て資料を算定して県の方では各市町村ごとにリストを出しているんですけども。
鷺山会長	私の勉強不足で申し訳ないんですが、銚子市の実態を捉えて標準保険料率を定めるわけですよ。その中でちょっと疑問に思っているのは、今回の最初の資料で、県が示した銚子市の標準保険料率に近い割合で算定されているのがこの最初の資料の1-2⑤ですよ。改定で収入見込み額が約18億1,400万円。
飯島課長	はい。そのとおりでございます。
鷺山会長	必要とする保険料というのが1番上の約17億6,300万円。その差が

	<p>先ほども申しあげました約 1 億 2,400 万円。今回、その差を大きく変更した、追加資料で示されたのが約 740 万円。非常に極端な差ですよ。ちょっと疑問に思ったのは県の標準保険料率で 1 番最初の資料算定した額から、この追加資料で今回見込みを立てて、改定をしようとした額がありました額ですね。それで今回保険料率の大幅なアップは避けたいと、避けるべきだと私は思うんですが、どうしてこんなに差が出るのかと。今後、県の標準保険料率で統一された場合、その場合には相当の保険料の増額になるのではと思うんですが、そういう一体化を意識した上で、こういうやり方になるのが理解ができないんですが。</p>
飯島課長	その 1 億 2,000 万の差額というお話ですかね。
鷺山会長	<p>そうですね。</p> <p>こんなに差があるとは思わなかったですけどもね。</p>
飯島課長	<p>実際、この差といいますと、均等割の方を、お 1 人の保険料いくらかという形で徴収しております。</p> <p>均等割額、結局そこを急勢に上げたことによって、やはり、お 1 人にかかる保険料が増額するということは、1 人世帯でも当然 3 人 4 人と人数が増えれば増えるほど負担が大きくなるということになりますので、それが低所得者の世帯にしわ寄せがいったしまったもので、その均等割額を少し下げた形で所得割、所得がある方から取ろうということで所得割を上げたんですね。ですから 5 と 6 を比べていただくと、医療分の所得割のところは 6.7 から 7.0 に、ここも上げておまして、医療分の後期分は 2.7 から 2.9 にここを上げたんですが、結局その均等割の欄を見ていただくと、均等割の方は医療分は 2 万 7,000 のところを 2 万 5,000 に 2,000 下げてしましまして、後期の方も 1 万 7,000 から 1 万 4,000 と 3,000 下げましたので、負担は均等になりましたけれどもその人数分にかかる均等割分の差が 1 億 2,000 万という。</p>
越川市長	<p>1-3-1 と 1-3-2 で最初にお配りした保険料増減率と、それから 1-3-2 が今回の増減率で、一番最初に事前にお配りしたのは、低所得者ほど増加率が高いということになっていたものですから、逆に高所得者の方に増加率を高くしたというのが変えた部分ではあるんです。</p> <p>けれども、結果として先ほど言いましたように、当初想定していた 18 億 1,400 万ということが今度 17 億 7,000 万になってしまったので、結局その差が収入として減ってしまうので、増減がどうかという部分は、できれば最初の想定通り 18 億 1,400 万の収入を確保したいというのが我々の思いではあるんですが、あとはなるべく平均化しながらもう少し 4,000 万ぐらいアップできるような低所得者と高所得者のバランスを同じにしながら、全体で 4,000 万を生み出していくという、そういうふうな試算ができるんです。</p>
飯島課長	もしよろしければ、金額を上げた形でいくら上がるかというのも計算はできるんですけども。

越川市長	18億1,400万を確保しながら、低所得者には配慮した試算というのは後でさせていただきます。
野口委員	⑤と⑥の試算というのは、均等割と平等割を落として、所得割の方を上げて低所得者をなるべく負担にならないようにしたわけですね。ただやはり⑤の18億1,400万は欲しいわけですね。現実的な話だと。⑥だとちょっとギリギリで余裕がないですから、これは私が最初質問したように、93%の収納率でやっているの、実際に収納率が落ちちゃって1ポイント落ちれば1千7,000万くらい落ちるのかな。そうすると、かなり余裕がないということなので、これで大丈夫ですかって話なんですけれども。
越川市長	できれば18億1,000万は欲しいですね。
野口委員	苦肉の策かなって思うんですが。
越川市長	18億1,000万にしながら、バランスを低所得者には配慮した形で、そこはもう一回試算することはできると思います。
飯島課長	あとは均等割を上げていくしか。
野口委員	均等割を上げるとやはり低所得者に負担がかかっちゃうので、低所得者に負担をかけないんであれば所得割の方を上げるしかないんですよ。
飯島課長	諮問しました⑥の均等割の後期分は14,000円のところを1,000円上げると、だいたい1,000万上がります。 それだけは、今、計算をしたんですけども、ここの均等割の方を14,000円、15,000円に上げると1,000万上がりますので、そこを簡単に言うと2,000円上げれば2,000万上がるんですが低所得者への影響が。
鷺山会長	要するにですね、その金額で来年度、運営がどうなるかというか、大丈夫なのかなと疑問に思ったものですから。
越川市長	所得割を上げた方が低所得者に対しては優しい感じにはなります。
野口委員	後期分を15,000円で1,000円上げると1,000万。ただ現行が11,000円ですね。上げ幅すごく大きいですね。だからそれを上げると、これはちょっといかがなものかと思えますから。
飯島課長	でも、1番最初の案だと17,000円になる案なので、6,000円上がっちゃいますので。
加瀬室長	実際、県から示されています、標準保険料率がやはり後期高齢者支援金分はだいぶそこに差がありましたので、当初はそこを上げるということで考えてはいたんですけども。
越川市長	ここで3,000万下がっちゃったということですね。17,000円ということ14,000円ですね。
鷺山会長	保険料率の改定をして来年度の決算、来年度の決算といっても、今、予算編成しているところでしょうから、先のことなんですけれども、それでまた大きな赤字といったら失礼ですけども、そういう不足が生じるというようなこともなくとも、料率の改定を何のためにやった

	のかなと、見直しているのかということになりますから。
越川市長	18億1,000万、確保できるよう、もう1回試算をして、なるべく低所得者の料率の上げ幅を少なくして落とし所を、ちょっと。
鷺山会長	極端なアップというのは避けたいですけどね。
加瀬室長	では試算の方は、増減幅はなるべく平準化したような形で18億1,000万を確保できるような料率で、いくつかのパターンを試算してみて、また資料の方をお配りしたいと思いますので。
越川市長	ちなみに所得割の医療分の7.0を7.3まで上げると2,000万くらいのアップにはなるんですけども。先ほど言ったように後期分の均等割の14,000円を1,000円上げると1,000万くらい効果がある感じですよ。
植村委員	今、収入の方の議論をしていますけれども、赤字になるということは、当然、支出が赤字になるわけで、結局その支出が賄えるかどうかというところで収入って検討するんじゃないんですか。
飯島課長	はい。その通りです。
植村委員	そこがどうなのかというのはちょっとわからないから、18億を確保しなきゃいけないという必要性というのはどこにあるのか、ちょっと、私はよくわからないんですけど。
飯島課長	説明不足で申し訳ございません。 県に納める納付金の金額が追加資料1-2の1番上の欄の保険料必要額17億6,300万。この金額が納付金の金額になりますので、そこは当然超えていなければ、これは県に納付すべき来年度の予測額になりますので。
越川市長	以前は市独自で支出の方も医療費だとか必要額を算定してやっていたんですけど、今、広域化になりまして、県で統一になってしまったんですね。なので、この納付金を納めるというのが支出になりますので、支出の方がかなり確定しているという。
植村委員	それは結局、要は国保に入っている銚子市民の方の医療費とかも全部込みですか。
越川市長	県の方で算定をして、これだけの納付金を納めなさいということで、支出の方は割と単純に出てくるという。
植村委員	わかりました。保険料収入見込みというところの中であったので、そこが支出につながるのが理解できていなかったもので。
飯島課長	そうですよね。 分かりづらくて申し訳ありません。
越川市長	以前であれば、支出の方がかなり変動して、その年の医療費なんかによって全然違っていたんですけど、今はもう県で統一になってしまったので、この納付金というのが基準になっているかたちです。
植村委員	すみません。ありがとうございました。
佐久間委員	ちょっと勉強不足でよくわからないんですけども、後から出されたご提案の資料の1-2で1億7,000万というところで先ほどのご提案

	<p>の中にこの金額があれば、運営が確保できると。マイナスになることはない。</p> <p>それから、厳しめに見積もっているので大丈夫ですという話がありましたけれども、それのご提案があつての18億というのは、ちょっと。いろいろなことを考えて、この提案をされて、先ほどは運営が確保できますよという話があつたので、そういう確保ができると確信があつてこのご提案をされたんだと思うんですけども。これでも大丈夫かというご意見もありましたけれども。その点について、なぜまた18億とかというふうになるんですか。余裕があればあるでいいかもしれませんけれども、やっぱり市民の生活は今とても厳しい状況にあると思います。低所得者とかいろいろあるかもしれないんですけども、それにちょっと世界情勢によって厳しいので、いろいろ考えた提案がこちらだと思うんですけども。</p>
飯島課長	<p>実際ですね、保険料率の見直しが2年ごとということで見直し方針が決まっておりましたので、毎年見直すわけではないとしたら、2年後のことを想定しなければならないということがありますので。</p>
佐久間委員	<p>それを見越してこちらを提案されたわけですよ。</p>
飯島課長	<p>今回は最初の18億の方は2年を見越しての金額として、ご提示したんですけども、あまりに低所得者への影響が大きかったもので。</p>
佐久間委員	<p>やっぱり物価高だとか、いろいろあるので。</p>
飯島課長	<p>そうなんです。</p> <p>納付金が毎年変わりますので、令和7年度納付金がいくらになるかというのはまだ見えていない状況で減るのか増えるのか、そこもこちらで想定できない関係上、1年度の納付金で本来2年度分を算定せざるを得ないという。</p>
越川市長	<p>先ほど、私が固めに見込んで大丈夫だと言っちゃつたんですけども、今の話だと令和7年度の納付金によっては厳しくなる可能性もあるということで、私の方の発言も少し訂正をさせていただきます。</p>
佐久間委員	<p>18億を集めようというそれがありきで動くというよりも、ちゃんと支出だとかそれを見極めて数値を出していただけたらいいのかなと。最初に数値ありきでそれに届くために上げればいいのかじゃなくて、きちんと必要なものと必要ないものとかきちんと精査して、額を出していく方が、最初に18億ありきでそこに到達するにはこれを上げるとかじゃなくて、ちゃんと試算をしてやった方がいいんじゃないかなというふうに、私はちょっと勉強不足で分かりませんが、ただお話を聞いていてそう思いました。</p>
越川市長	<p>あとはやっぱり財政調整基金という、貯金をある程度は貯めていた方がいいんですね。トントンではなくて。その貯金を貯めることによって、今度、次の値上げを抑えられるんですよ。令和8年度の改定の際に貯金があれば、それを取り崩して改定幅を下げるということがので、できれば貯金をある程度貯められるというのが健全な状態だと思います。</p>

佐久間委員	市民の視点を持って、取り組んでいただけたらなというふうに思います。
柏熊委員	そうしたら、例えば県の方に納付する金額というのは、国保に加入している人が少なくなれば納付金額は減るという考えでよろしいですか。そういうわけではないですか。 今、人口減にあるとしたならば、今、来ている金額から若干ずつでも数字が小さくなるようなことも予想されるということですよ。
飯島課長	そうなんですけれども、先ほども室長から説明があったかと思うんですが、令和 5 年度までは激変緩和措置といいまして、県の方からストックされているものを、各市町村に分配された金額がございまして、それで賄えたんですけれども、もうそちらの方の措置は令和 6 年度以降はやらないという。
柏熊委員	分配されたというのは、足りない分を足していただいたということですね。
飯島課長	はい。そのとおりです。
柏熊委員	そうするとこれから先はそういうものもないし、この基金として 1 億 3,000 万貯めていたのを令和 5 年度には支出しなければならないだろうというお考えで、令和 6 年にはそれがなくなってしまうかもしれないということですよ。
飯島課長	はい。そのとおりでございます。
柏熊委員	だから、多少の余裕として基金が少しでもたまっていけば、今度、令和 8 年度になるときに、料率を急に上げることなく、緩やかな料率で市民の方に負担していただくというお考えのもと、そうなさっているということではないですか。
飯島課長	はい。そのとおりでございます。
越川市長	本来は、毎年、毎年、改定できれば、納付額が確実に推計でわかりますので、それにぴったり合わせてということができるとは思いますが、令和 6 年度の納付金額はわかるんですが、令和 7 年度はどうなるかというのはわからないですよ。
鷺山会長	今、市長さんから毎年改定できればと、いったようなお話がございましたけれども、毎年、例えば改正するということは、銚子市の場合は保険料率は条例で決まっておりますから、条例改正が必要なんです。県の標準保険料率が県から示されたときに自動的にそれに伴って上げるという形で規定できるとは思わないですか。
越川市長	それはできますけれども、議会軽視にならないようにできれば 3 月議会に、毎年、毎年、上程して議会の承認を得て、変更していくというやり方もあるんですが、自動的に連動して上げたり、下げたりというのを自動的にというような条例なり、規則なりというところもあります。
鷺山会長	将来的に例えば県の方で統一するということになれば、もう議会に議案として提案する必要はないということではよろしいですか。

飯島課長	統一された場合は市長が申したような、条例で決めた金額を変動性にするという事はできると思います。
佐野委員	議論が進んできたところで基本的な質問で申し訳ないのですが、現行の保険料率と⑥の変更後で、医療分、後期分は上がっているけれども介護分は下がっている。改定後の⑤、⑥でも変えていない。この介護分が下がっているというのは。
飯島課長	県の方に合わせた形の率に、40歳以上の方をそこを合わせて。令和4年に上げたばかりではあるのですが、県の標準保険料率に合わせていくということであれば、40歳以上の方は下げさせていただくという。そこを下げないで現行のままということも可能ではあるのですが。介護分は当然40歳以上の方のみですので、人数的には医療分と後期支援分と割合としたらすごく少なくなってしまうんですね。ですからここを上げても下げても、影響は少ないということになると思います。
越川市長	今言われたように、介護分を2.4%のままにすると、920万円くらい収入としてはアップするという計算になります。 できればもう1回試算をして4,000万円を上げる場合はバランスを考えてですね。それが3,000万円なのか2,000万円なのかという試算の方をさせていただいて、事前に皆様に郵送で送らせていただいて、次回までにいろんな意見をいただいた上で、収入をもう少し欲しい。かといって急激な影響がないという落としどころをこちらとしても探りたいなというふうに思います。
鷺山会長	今回の改定案で納付金は確保できるというお話の中で、国保事業の2年分の運営が可能だというような、そのような改定にしなければならない。今おっしゃられたように、そのところを加味して、あまり負担増にならないように。それこそ市民負担大変ですから。事務局の方でも努力していただいて、これだったら大丈夫かな、いるかなというようなシミュレーションを作っていただきたいと思うんですけども。
飯島課長	承知しました。
野口委員	上限ありましたよね。あれは上げられるんですか。
飯島課長	現在104万なんですけれども、3月で改正をしまして106万に上げることになります。
白土主査	今回の試算はそれを見越して計算をさせていただいています。
鷺山会長	それではシミュレーションをしていただいて、また資料をお願いしたいと思います。
飯島課長	では郵送させていただきます。
越川市長	次回までの間にいろいろご意見があれば言っていただいて、それも踏まえて。
鷺山会長	そうですね。委員の皆さんも次回までにご意見等ございましたら、直接、事務局の方にお問い合わせしたいと思います。

加瀬室長	資料をお渡しする際に、意見をもらうような、返信していただくものを同封させていただきたいと思いますので、そちらに意見をお書きいただいて返送していただきたいと思います。
野口委員	追加資料 1-4 が入っていたんですけど、表現変えた方がいいと思いますよ。単身、2世帯、4世帯というのはちょっと。表現変えて下さい。
飯島課長	各種世帯に変更させていただきます。
鷺山会長	それでは以上で銚子市国民健康保険条例の改正についての質疑を終わります。 続きまして、議題2 第3期銚子市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）について事務局の説明を求めます。
加瀬室長	それでは議題2 第3期銚子市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）について説明します。 国民健康保険保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画と第3期特定健康診査等実施計画、こちらの2つの計画が令和5年度で計画期間の方が終了いたします。 資料2の方をご覧ください。今回、データヘルス計画、特定健康診査等事業計画、それぞれ別々であった2つの計画を1つに合わせた形で、2024年度から6か年計画の素案の方を作成いたしました。 計画の構成としましては、第1章が計画の基本的事項、第2章が銚子市の健康・医療の現状と課題で、医療費や特定健診の実施状況、介護認定など、第3章が前期、第1期のデータヘルス計画の評価、第4章が第4期特定健康診査等実施計画、第5章が第3期データヘルス計画、最後に第6章が計画の公表などとなっております。策定に当たりましては、本日、同席いただいております、健康づくり課の保健師さんにご協力いただき、また、千葉県保険指導課、千葉県国民健康保険団体連合会、及び順天堂大学の教授からのご意見等を反映させたものとなっております。 本日の運営協議会后、来週からパブリックコメントの方を実施し、市民からの意見等をいただく予定となっております。 次回、2月開催の第3回運営協議会でとりまとめまして、3月中に完成させたいと思います。以上で説明の方は終わります。
鷺山会長	ありがとうございました。 それでは、今の事務局からの説明を受け、委員の皆様から何かご意見はございませんでしょうか。
野口委員	パブリックコメントということですので、市民に対してこういう計画でやりますよというためのものなんですか。それとも行政の上の方、県に出すために作ったものなんですか。これを作った趣旨は。
飯島課長	市民に見ていただいて、ご意見いただくためのパブリックコメントになります。
野口委員	これは市民のために作ったものなので、実際、私も読みましたけれども、かなり専門的なので、一番最初に、この計画は何のために作る

	<p>んだと、簡潔に市民に分かりやすい表現の仕方にした方がいいと思います。</p> <p>中身は専門的なものが入っているので、それはそれで素晴らしいと思いますけど、やっぱり市民に対して出しますので、最初の 1 ページから 2 ページまでは、これはなんのために作るんですよと、それがすごい大事なことなんですよと、強調したような言い方でお書きの方がいいかなと思うんですよね。</p> <p>かなり専門的なものが入っていますけど、これは素晴らしいと思いますので。例えば、この最後の 55 ページも、ここがミソだと思うんですけど、下から 3 行目ですか、フレイル予防のポピュレーションアプローチを実施していますとかですね。こういうのはちょっと分からないですよね。</p> <p>市民に出すということなので、資料的にはすごいと思うんですけど、最初と最後くらいは分かりやすい文章にして作っていただいた方がいいのかなと思います。</p>
飯島課長	じゃあ、別紙で何か分かりやすく。
野口委員	そうですね。概要でもいいですし。ある程度読んだらわかるような、何のために作っているんだと、そしてそれをやることで何の意義があるんだとわかるようにしていただきたい。簡潔なものを作っていたきたい。
飯島課長	要約したものを、分かりやすい形で何か 1 枚つけますので。
越川市長	別紙でこれはこういう目的で作って、ポイントはこういうことですよ、というのを簡単に説明してここに導くみたいな。
佐野委員	1 ページにある背景・目的というのを、これをもっとわかりやすくすればいいと思うんですが、言葉が硬くて。
加瀬室長	そうですね。
佐久間委員	<p>ちょっと質問というか、市民の皆様にあてたパブリックコメントを受けるといのであれば、ちょっと私も市民として、質問をしたいんですけども、介護認定の件なんですけれども、先ほど室長さんにもお話ししましたけれども、私 98 歳と 95 歳の年寄りを見ていて、私も年寄りなんですけど、だいぶ症状が悪化して、再認定を受けたいということでお願いしても認定に検査に来てくれるのが、3 ヶ月も 4 ヶ月も先です、というふうに言われるんです。</p> <p>そうすると、年寄り 2 人見ていて、みんなで引っくり返りそうになるんですね。なぜってみんな思っているんです。私の知っている人たちも、なぜ認定するのにそんなに 3 ヶ月も 4 ヶ月も。至急に必要だと思ってお願いするのに、3 ヶ月も 4 ヶ月もかかるんだろうか、というのがとても疑問に思っているんで、その点、何か回答ができるようなことがあれば記載してほしいなというふうに思います。</p> <p>忙しくて人手不足なんだろうかと思えますけれども、皆さん一生懸命やってくださっているんで。</p>
高橋委員	今の話で、調査員が銚子の場合は 12 名かその辺しかいないので、調

	<p>査員の報告が一番大事なことで、その辺を変えなければ無理なのか、ということがあるかもしれません。</p> <p>確か、調査員が 12、3 名しかいなくて、それで 3 ヶ月先、4 ヶ月先に。その調査の内容というのが、一番介護の審査で重要なことでもありますので、その調査員を増やさなければ、きっと今の状態は直せないんじゃないかと私は思っています。</p>
佐久間委員	<p>老老介護の状態なので。家族みんなが大変。</p>
柏熊委員	<p>私もよく分からないですけども、例えばケアマネさんがいますよね。医療機関とケアマネさんが相談して介護認定を受けた方がいいですって話になるじゃないですか。それで市役所のそういう方が来るじゃないですか、認定の。その上に、また、審査会というのが医療従事者の方がありますよね。ここでやっぱり時間がすごく過ぎてしまうんじゃないかなっていつも思うんですけど、そういうことなんですかね。</p>
高橋委員	<p>そっちは意外と早いと思うんです。</p>
柏熊委員	<p>じゃあ一番大変なのは市役所の認定員さんが少ないから回りきらないということなんですか。</p>
高橋委員	<p>と私は聞いております。</p>
越川市長	<p>そうですね。</p> <p>今ずっと随時募集しているんですけども、ほとんどやっぱり応募がないのと。</p>
柏熊委員	<p>資格がなければ出来ないでしょうからね。</p>
加瀬室長	<p>社会福祉士ですとか、そういった資格をお持ちでないと、認定調査員の方になれませんので、一応、今、市長もおっしゃいましたが、随時の募集で。</p>
柏熊委員	<p>本当に分かるんですけど、例えば点数が使えるわけですよ。介護が数字が大きくなると点数がすごく使えるじゃないですか。自費負担が数字が小さいと大きくなるわけですよ。だからやはり、私なんかも早く認定を進めてあげた方がいいなと思うけど、本当にそういうお話ならば、認定員さんが少ないという話なら、ましてや、募集かけてもこないという、本当にちょっと困っちゃうんですよ。</p>
越川市長	<p>今、少し認定員に対する補助の事務員を増やして、認定員さんの仕事を軽減させるという取り組みをしているんですね。</p> <p>それから、どうしても緊急を要するという場合には暫定的な利用ができるという制度があるので、そちらに誘導して介護認定を受ける前でも、本当に切羽詰まっているという方もいらっしゃいますので、そういう方に対しては暫定利用という形で少し効果が縮まってはきているんですけども、実際にですね。</p>
兒玉委員	<p>介護認定に行くにはですね、我々、医師の意見書と言うんですけど、診断書も必要なんですね。それと、今、高橋先生がおっしゃられた、介護認定委員の調査、その 2 つがないと会議に行けないんです。</p>

	その3段階があるので、申し訳ないんですけども、我々も早くその意見書を書かないといけませんので、そうするとそこまで止まっちゃってなかなか行かないというのもあるので、そういう意味で、非常に時間がかかっているんじゃないかなというふうに思います。
越川市長	佐久間委員さんの方から、この中にそういったことも書き込んでほしいという、先ほどリクエストがあったんですけど、介護保険計画の方でその辺の介護認定の期間の短縮を含めて、書き込んでいるということなので、ちょっとこちらに書き込むというのは、政策としてちょっと介護保険の方の介護認定になるので。
佐久間委員	認定なんかも以前と比べるとだいぶ厳しくなっているって、介護が上がらないで、施設に入るにしてもいっばいで、待ち状態の人が何百人といるという話を聞いて、じゃあ、介護3ではもう入れませんよって言われちゃうんですよね。でも、実際としては介護3どころじゃない手がかかっている状況なんですけども、認定はなかなか以前の認定の状況よりも厳しくなっているな、というようなことはケアマネさんなんかもお話をしているので、そういう基準とかなんかもここに記載する如何に関わらず年寄りが増えてますので。切羽詰まっている家庭は本当に大変じゃないかなというふうに思いますので、何かそういう改善ができれば、こういう場で話していこうかなと思ったんですけども。お願いできればなというふうに、頭に入れておいて何かそういう会があったときに聞いていただければなというふうに思いますね。
越川市長	なかなか特別養護老人ホームの入所の待機待ちもかなり多い状況で、一方でそういうところの職員さんがなかなか。
佐久間委員	そういうところでいいアイデアがあって、年をとっても住みやすい銚子市でありたいなというふうに思います。
鷺山会長	他にご意見等ございますか。 他にないようですので、以上で、第3期銚子市国民健康保険保健事業計画（データヘルス計画）についての質疑を終わります。 続きまして、議題3 その他について、事務局からお願いします。
加瀬室長	それでは議題3 その他につきましては、はり・きゅう・マッサージ施設利用助成事業の廃止についてとなりますので説明いたします。 資料の3をご覧ください。 これまで、はり・きゅう・マッサージ施設利用助成事業は利用者の減少ですとか、本市での国民健康保険加入者のみで公平ではないなど、長年にわたり廃止の可否を協議してまいりましたが、昨年、策定しました銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針におきまして、次回の保険料率見直しの際は、当該事業を廃止するとともに、新規単独事業は財源を踏まえた事業実施を検討することと定めていることから、今回、保険料率見直しを実施いたしますので、国民健康保険事業における、はり・きゅう・マッサージ施設利用助成事業は、令和6年3月末をもって廃止いたします。

	<p>なお、当該事業の代替事業につきましては、今後、高齢者福祉サービスとして、新たな事業か、または別の形で継続するのかを令和 6 年度に検討していくことを予定しております。以上で、議題 3 の説明を終わります。</p>
鷺山会長	<p>ありがとうございます。 それでは、事務局からの説明を受け、ご意見等がある方は、お願いいたします。</p>
鷺山会長	<p>ご意見等ございませんので、これをもちまして会議に付された議題はすべて終了いたしました。 長時間のご審議、また議事運営にご協力いただきありがとうございました。</p>
事務局 (高木副主査)	<p>鷺山会長、議事進行ありがとうございました。 以上をもちまして、令和 5 年度第 2 回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。また、今年度の運営協議会につきましては、翌年、2 月に 1 回、開催を予定しているのですが、2 月の 8 日か、9 日に開催したいと考えております。 開催日時が決まりましたら、また、通知をさせていただきます。 本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。</p>

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員